

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	112	受 理 年 月 日	令和2年10月8日
件 名	愛子様天皇実現の要請		
要 旨	<p>法制度化されていないことを理由として女性天皇を認めないのは、男尊女卑の象徴である。第34回国連総会において女子差別撤廃条約が1国の反対もなく採択され、日本も遅ればせながら批准した。女性は育児や家庭中心という風潮が残る中、最高の贈り物であった。</p> <p>しかし現実は、大臣20人中女性は2人であり、大阪狭山市議会においても14人中女性は3人のみである。女性特有のハンディがあるものの、性差別撤廃はまだまだある。</p> <p>女性天皇拒否は性差別の象徴である。女性の声と行動により政治が動く時代はまだ遠い。新しい日本を創るためにも、性差別の廃止及び天皇制における性差別をしないことを国会に求めていただきたい。</p> <p>日本は35年も前に条約を批准しているが、上記の実現により男女共同参画が促進され、先進国も日本を見直すことになる。女性の声と行動が政治を動かす時代を迎えるため、愛子様天皇の実現が待たれる。天皇制の性差別により女性の進出を妨げてはならない。</p> <p>については、女性差別の象徴である女性天皇拒否を撤廃し、愛子様天皇実現を国会に強く要請することを願う。</p>		
陳 情 者			
回付委員会	総務消防委員会		